

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の
保護等に関する法律」の改正を求める意見書

現行の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」では、児童ポルノの提供や提供目的での製造、所持等は処罰の対象とされている。

しかしながら、近年の情報化社会の進展により、インターネット上に児童ポルノが掲載されると、パソコンや携帯電話を通じ、不特定多数の利用者に複製が繰り返され、画像が無限に広がるとともに、国内外に拡散した場合には、その廃棄、削除等が著しく困難であることから、児童の権利侵害は長期間継続し、児童の心身への有害な影響が極めて重大な問題となっている。

海外においては、一般的な「単純所持」やインターネット上のポルノサイトを見ることだけで犯罪と明確に規定されている国もあるが、我が国では、事実上野放し状態にあり、国際的な批判も受けていることから、これ以上児童ポルノの氾濫を放置しておくことは許されない。

よって、国会及び政府においては、この法律が児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護し、児童の権利擁護を図ることを目的とするとの基本的立場に立って、国民の権利を不当に侵害しないよう十分議論を尽くし、児童ポルノを取得し、あるいは所持、保管する行為を厳しく処罰する規定を設けるなど、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）12月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党
及び市民ネットワーク北海道所属議員全員